



村上市行政改革大綱

平成21年3月

新潟県村上市

目 次

輝ける未来に向けて	1
I 行政改革の必要性	2
II 行政改革の基本方針	2
1 組織・職員改革	2
2 財政改革	3
3 行政サービス改革	3
4 施設改革	3
III 具体的改革方針	4
1 組織・職員改革	4
(1) 組織機構改革	4
(2) 職員定員改革	4
(3) 職員勤務体制改革	4
(4) 職員意識改革	4
2 財政改革	5
(1) 財政指標等情報公表	5
(2) 歳入改革	5
(3) 歳出改革	5
3 行政サービス改革	6
(1) 窓口改革	6
(2) 電子自治体化改革	6
(3) 事務事業改革	6
4 施設改革	7
(1) 施設利用活性化改革	7
(2) 施設管理改革	7
(3) 施設統廃合等改革	7
IV 市民協働のまちづくりの推進	8
(1) 市民との協働によるまちづくりの推進	8
(2) 情報の共有化とまちづくりへの参加	8
(3) 市民、民間団体への支援	8
V 行政改革の推進	9
1 計画期間	9
2 推進体制	9
3 改革の実施と進行管理	9
4 進捗状況の公表	9
資料編	10

輝ける未来に向けて

平成20年4月、村上市、荒川町、神林村、朝日村及び山北町が合併し、人口7万人の村上市が誕生しました。

本市が、厳しい財政状況を克服しつつ幅広い市民の声に応えていくには、この度の合併は必要であり、私たちの選択は、将来の世代からも正しい選択だったと評価されるものと確信しております。

本市に住む市民の皆さまが「住んで良かった」と言えるよう、豊かな自然と伝統を守り、人と文化を育み、住みよい元気なまちを創造したいと考えております。この郷土をこよなく愛し、市民の皆さまとともに「愛郷無限」を常とし、本市の輝ける未来とさらなる発展のため、尽力してまいります。

これらを実現していくためには、「行財政改革の徹底と健全財政の堅持」や「協働による活気に満ちた地域づくり」が大前提であり、将来にわたって持続可能な行財政システムを構築しなければなりません。そのためには、市民との協働によるまちづくりの推進も含めた、徹底した行財政改革を進めなければならないと考えます。

この行政改革大綱は、総合計画のなかで語られる市民の皆さまが未来に向けて明るい希望が持てるまちの実現を目標に、その展望を開く強固な土台を築くため、改革の大きな方向などについて定めたものであります。

また、村上市行政改革推進委員会の皆さまには、これまで二度にわたりあるべき方向性などについて諮問いたしました。その都度、活発なご議論を重ねられて答申をいただきました。委員各位の村上市に対する熱い想いが感じられ、大綱を決定するに当たり、答申は可能な限り尊重させていただきました。お寄せいただいた意見については、行政改革大綱実施計画策定や今後の市政などに反映させていく所存であります。深く感謝するとともに厚く御礼を申し上げます。

行財政改革の推進にあたり、職員一丸となり、私はその先頭に立って取り組んでまいりますので、市民の皆さまのご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

平成21年3月

村上市長 大滝 平正

I 行政改革の必要性

平成20年4月1日に合併した村上市は人口約7万人、そして新潟県内で一番広い面積（1,174km²）の市となりました。

私たちの市が将来においても自立した自治体であるために、そして地域特性を活かした行政サービスを行っていくには時代の変化に対応できる行政と地域社会の仕組みづくりが必要です。

新市誕生時、982人の職員体制でスタートしましたが、これから毎年度全ての職種で多くの職員が定年を迎え、10年間で約380人が退職となります。

こうした職員構成の激変を見据えて、今から行政の組織・機構を柔軟に改革していくとともに職員の意識改革にも取り組んでいかなければなりません。

また、集落・町内（275行政区）では押しなべて高齢化が進んでおり、いわゆる限界集落等への対応も待ったなしであり、早急な対策を講じるとともに、地域づくりのパートナーである市民・団体・集落・町内等との協働の仕組みを確立していく必要があります。

これら本市の状況に対応し、活力ある自立した自治体であり続けるためには、財政基盤の確立がどうしても必要です。財政状況の悪化は、本来、提供されるべき行政サービスの低下にも繋がり、市民生活そのものに支障をきたす恐れがあります。

そのため、合併市町村基本計画にある「各年度の退職者の7割分を減じます」を実行していき、十分な精査のうえで約700人の職員体制を目指し、健全財政を維持しながら、事務事業の見直しなどによるスリム化を行っていくとともに、地域活性化に向けた新たな取り組みや、地域や市民との協働のまちづくりを進め、村上市にふさわしい市民サービスができるまちづくりを進める必要があります。

II 行政改革の基本方針

1 組織・職員改革

急激に職員数が減少変動する中で、多様な市民ニーズや国・県からの事務・権限移譲による事務量の増大、更には全庁的なプロジェクト事業等に対応できるよう本庁・支所の事務分掌を明確にする中で本庁機能の充実と職員配置のバランスを図り、市民が利用しやすく業務効率の高い組織づくりを目指します。

一方、支所には、今後最も地域づくりに必要となる市民・団体等との協働の仕組みを支える体制を新たに整えるとともに、支所の空きスペースを地域の公共的団体等に開放し、地域の活性化を図り、高齢化などへの対応を支えていく地域活動の拠

点を目指します。

また、職員給与等の適正化を図るとともに、大胆かつ柔軟に行政課題に対応できるように研修を通じて個々の能力の向上や意識変革などの職員改革を積極的に進めていきます。

2 財政改革

合併後の本市の財政状況は厳しい状況にあります。昨今の国の財政状況を考えると地方自治体に対する財政支援は削減の方向であることが予想されます。また、100年に一度ともいわれる経済危機のなか、市税の減収も予想されるなど、本市の財政も厳しさを増しています。

このようななかで、新たな行政課題にも対応しながら、歳入と歳出の両面において徹底的な見直しを進め、安定した財政基盤を確立していくために、^{注1}合併新法における特例措置がある間に財政の健全化を図っていく必要があります。補助金については、分かりやすく公平・公正な制度としていくほか、地域づくりや産業等の活性化を支援する補助制度を創設します。

また、公営企業会計や特別会計についても効率化・健全化に努めます。

3 行政サービス改革

広大な市域をもつ本市の地域事情については、電子自治体化の推進を図ることなどで対応することにより、手続きの申請や届出に係る窓口サービスの維持を目指します。

合併直後の今だからこそ、前例・形式主義といったこれまでの枠組みや発想から脱却し、徹底した事務事業の見直しを行い、整理や統廃合を進めます。「あれもこれも」から「あれかこれか」という選択により、市民サービスにメリハリをつけます。

また、郷土を愛する市民の力を引き出す施策を実施して、市民や地域がそれぞれでできることを担っていただくことにより行政のスリム化と地域活性化を図り、市民と行政の協働によるまちづくりを進めます。

4 施設改革

市が管理するすべての施設について、市が所有する必要性を検証し、所有、廃止または民間等に譲渡すべきなどの仕分けを行います。その上で、引き続き市が所有すべ

注1 合併新法における特例措置：地方交付税の算定については、合併して5つの自治体が1つになったことによって以前に比べて経費がかからなくなるため減額になりますが、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第17条第2項により、合併年度とそれに引き続く7年間（平成20～27年度までの計8年間）は、合併前の市町村が存在した場合に算定される額の合計額が保障され、また、その後、激変緩和措置として5年間（平成28～32年度まで）かけて段階的に正規の算定方法に移行するという財政的支援があります。

きものについては、直営、部分的アウトソーシング、民間のノウハウにより市民サービスの向上と経費節減が期待できる指定管理者制度の活用など、施設利用者の満足度向上を図り、その施設に最も効果的・効率的な管理手法を実施していきます。

Ⅲ 具体的改革方針

1 組織・職員改革

(1) 組織機構改革

今後の職員数の減少に対応し、新たな行政課題や多様化する市民サービスに対応できる行政組織等の再構築が必要であることから、合併によるスケールメリットを生かし、施設の統廃合を進めるとともに、本庁・支所間の所管を明確にして市民の視点に立った分かりやすい、利用しやすい組織となるよう随時見直しを行います。

また、地域を構成する市民、各種団体、事業者などと協力・連携を図りながら、それぞれが持つ特性を効果的に活用できる「協働のまちづくり」システムの構築、体制の整備を進めます。

あわせて社会経済情勢や本市の直面する課題に即応した職員配置を目指すこととし、平成23年4月を目処として組織機構の再編を実施します。

(2) 職員定員改革

効率的に職員数の削減を進めていくために中・長期的な視点に立ち、具体的な数値目標や実施時期などを明確にした「職員定員適正化計画」を策定し、適正な定員管理を推進します。

なお、新採用の職員数については、前年度退職者数の3割を原則とします。

(3) 職員勤務体制改革

社会構造の変化に伴い市民ニーズも多種多様化し、行政の弾力的なサービス提供が求められています。

より一層、時差出勤制度の活用を進めるほか、現実的で弾力性に富んだ勤務体系を模索し、職員が意欲的、効率的に取り組める制度づくりを進めます。

(4) 職員意識改革

市民ニーズの多様化、複雑化及び地方分権や権限移譲の進展により、地方公共団体の業務が増大する一方、計画的な職員数の削減により職員一人ひとりはこの厳しい現状を十分認識し、常に市民の視点に立ち、効率的な行財政運営に参画す

る意識をより高めることが、これまで以上に強く求められています。

この点も踏まえ、より一層、職員間における意識の差の解消に努めるとともに、その育成にあたっては、既存の研修制度や専門研修等を効果的に活用し、職員の能力開発やレベルアップを図るとともに、職員の意識・教育改革として正当に評価する制度を構築した「人事考課制度」の導入を進め、職員の士気高揚につながる人事管理に努めます。

また、職員の地域活動への積極的な参加を推進し、直接、市民との対話を通じ意識の改革にも努めます。

2 財政改革

(1) 財政指標等情報公表

自治体財政をより広い範囲で健全化・再生する基本的な性格を持つ「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成21年4月1日から施行されます。

その内容は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの健全化判断比率からなり、毎年、監査を受けたあと、議会に報告し、市民に公表することが義務付けられています。

これらの数値はもとより、財政状況や補助金等に関する情報などについても市民に分かりやすい表現で情報公開を積極的に行っていきます。

(2) 歳入改革

自主財源の乏しい本市にとって、歳入の大きな割合を占める市税の増収を図ることは、行政の大きな課題です。産業の振興を図り、地域経済を活性化させ、税増収につながる施策を展開するとともに、収納率向上の取り組みを強化し、納税相談業務や滞納処分に努めるほか、税負担の公平性を図るため、課税客体や課税区域の見直しを行います。

また、使用料・手数料については、適正な原価計算を行って見直し、市報、ごみ収集日程表やホームページなどへの広告掲載についても検討を行います。遊休資産については、入札に参加しやすい仕組みづくりを進め、積極的な売却に努めるなど、様々な取組みにより歳入改革を行います。

(3) 歳出改革

委託料、使用料及び賃借料など各区分ごとの歳出の見直しにより歳出改革を行います。補助金については、長期化、既得権化するなどの問題点を踏まえ、公平性・透明性・公益性を確保するため、補助金交付基準を定めるとともに、新たに検証する制度を構築します。地域づくりや産業等の活性化を支援する新たな補助制度も創設します。

また、地方公営企業法の適用を受ける上水道事業にあつては、水道事業者自ら実施する業務と外部に委託する業務の区分の見直しや包括的な委託方式の研究などに取り組むとともに、特別会計についても見直しを行い、効率化・健全化に努めます。

3 行政サービス改革

(1) 窓口改革

いわゆる窓口担当職員のみならず、全ての職員一人ひとりが村上市の窓口であるという自覚をもって市民に接するために、行政情報の共有化を図り、行政全般の業務内容の把握や接遇マナーの向上に努め、わかりやすく、信頼される窓口環境の整備を図ります。

また、縦割りの対応の是正と^{注1}窓口の総合化等を推進するとともに、窓口取り扱い時間や年度末の利用等も含め、市民ニーズにあった窓口体制の実現を図ります。

(2) 電子自治体化改革

行政の簡素・効率化、積極的な情報提供、市民サービス向上の観点から、情報セキュリティに十分配慮しつつ、高度化された情報通信技術を積極的に取り入れ、総合行政ネットワーク（LGWAN）、住民基本台帳ネットワークシステム、住民基本台帳カード、公的個人認証サービスなどを利活用し、行政情報の電子化とその総合的利用、事務事業のシステム化、ホームページの充実等に積極的に取り組みます。

また、市民誰もが利用しやすい情報通信技術の普及が課題でもあることから、市民の視点に立ち、「誰もが簡単に利用できる情報通信」のための環境整備の推進を図ります。

(3) 事務事業改革

合併直後のこの機に「やらなければならないのは何か、省くのは何か」の検証を行い、本市にふさわしい市民サービスを行うために、限られた財源と人員で「最小の経費で最大の効果を上げること」を基本として、事務事業の徹底的な見直しを行い、行政関与の必要性、受益と負担の公平確保、行政効率、効果等を検証し、事務事業の再編を進めるとともに、アウトソーシングや指定管理

注1 窓口の総合化：ワンストップサービス（来訪された市民が複数の手続きをする際に移動しないで、役所の担当者が入れ替わり対応することで1か所で用事が足せるシステム）のことでなく、市民の皆さんに負担をかけないような窓口対応を総合的に考えていくことを表しています。

者制度などについても、積極的かつ計画的に取り入れていきます。

また、許認可等各種申請の事務手続について、市民サービスの向上の観点から、本庁・支所間の事務決裁の電子化により処理日数の短縮化を図るとともに、地方分権の推進に伴う国県の事務・権限移譲についても整理を行い、行政手続の簡素化、迅速化につながるものについては、広く周知に努め、市民サービスの向上を図ります。

4 施設改革

(1) 施設利用活性化改革

市民利用の多い施設は、市民要望の内容、利用実態、利便性、費用対効果等を検討し、可能な限り、開館日の拡大、開館時間の延長、実施事業の改善など利用者の側に立った改革を行います。

入館料収入がある施設は、魅力あるイベント企画や効果的な施設改修などを行い、入館者の増加を図る取り組みを実施します。

合併による組織改変や少子化の進展などに伴い、支所や学校の空きスペースなどを地域の活性化や少子高齢化対策のために有効活用を行います。

(2) 施設管理改革

施設利用者のサービス向上と管理経費の削減を図り、効果的な施設管理を行うため、指定管理者制度の活用や業務委託などを積極的に推進します。その取り組みについては、地域団体・NPO・企業等の積極的な参入・参画が得られるように配慮して地域の活性化を図っていきます。

公園等の市民に関わりの深い施設は、ボランティアや地域団体の協力を得ながら有効活用に努めます。

また、直営で管理する施設についてもサービスの向上や経費の削減を図ります。

(3) 施設統廃合等改革

合併に伴い600を超える多くの施設を有することになり、そのなかには、類似した施設や老朽化した施設もあり、今後の維持管理費や建て替え経費などの増大が懸念されます。

このため、各施設について公共性・地域性・類似性・設置目的・社会環境の変化・使用頻度・規模など多面的な視点から検討を加えて見直し、統合・廃止・譲渡などを進め、適正な施設配置を行います。施設を廃止する場合は、その後の有効活用方法についても併せて検討します。

IV 市民協働のまちづくりの推進

市民協働のまちづくりとは、個人である市民に各種団体や事業者等も含めた広い意味での市民と行政が地域課題等の解決のためや活気あるまちづくりを行うために、それぞれの特性を活かしながら補完し合い、協力し合い、対等な立場で取り組んでいくことを言います。それにより、市民・行政それぞれの視点から見たきめ細かな市民サービスを提供するとともに、市民一人ひとりがまちづくりの主役となる地域分権型社会への転換を図ります。

様々な歴史や文化があるこの地域において、市民が「自分たちの地域は自分たちでつくる」という意識を持ち、地域活動に取り組んでいけるように、協働のための仕組みや環境づくりとして、新たな補助・支援制度の整備、活動の中心となる人材の育成、活動主体に対する活動場所の提供、必要な情報の共有化など支援体制の強化を図ります。

(1) 市民との協働によるまちづくりの推進

地域の町内会等の住民団体、ボランティア団体やNPOをはじめとした市民活動団体、市民と行政のパートナーシップのもと、地域の特性を活かしたまちづくりを推進するために、「市民協働のまちづくり指針」を定め、市民参加の促進と、地域協働による行政運営の仕組みづくり、環境づくりに努めます。

(2) 情報の共有化とまちづくりへの参加

市民と行政の関係を緊密なものとして築き上げていくために、積極的な情報の提供を行っていきます。

また、各種施策に市民の声を反映させていくために、主な実施事業への検証制度を取り入れ、市民とともに考え、議論できる環境を整えていくとともに、市政に対するさまざまな意見、要望をしっかりと受け止め、的確に応えていける体制を確立し、市民本位の行政運営に努めます。

(3) 市民、民間団体への支援

まちづくりや地域の自主的な活動を行う市民や民間団体に対して、適切な支援を行うための補助・支援制度の整備を行います。

また、支所庁舎の空きスペースを貸し出すなど、市民と行政とが一体となれる組織づくりを検討し、市全域において総合的なまちづくりが行える体制を築いていきます。

V 行政改革の推進

1 計画期間

この村上市行政改革大綱の計画期間は、総合計画の計画期間と合わせ、平成21年度（2009年度）から平成28年度（2016年度）までの8年間とします。

実施計画は、平成21年度（2009年度）から平成24年度（2012年度）までの4年を前期、平成25年度（2013年度）から平成28年度（2016年度）までの4年を後期とします。前期における改革の実施状況等を検証し、それを踏まえて平成24年度中に後期実施計画を策定します。

2 推進体制

民間の有識者からなる行政改革推進委員会を設置し、行政改革に対する市民の意見を反映させます。また、庁内の推進体制として行財政改革推進本部を設置し、行政改革の推進を図ります。

3 改革の実施と進行管理

行政改革の実施にあたっては、大綱に基づき、年度計画と可能な限り数値目標を定めた具体的な前期実施計画を策定し、計画的に取り組みます。

また、改革の進捗状況を行政改革推進委員会に定期的に報告し、意見を求め、実施計画の進行について適正管理に努めます。

4 進捗状況の公表

改革の進捗状況について広報やホームページ等により、広く市民に公表します。

資 料 編

1 「行政改革の推進に向けて 基本方針」の諮問・・・・・・・・・・ 11

非常に大規模な改革となるため、市での具体的作業に入る前に、平成20年9月18日付けで村上市行政改革推進委員会に別紙1の基本的な方針について諮問しました。

2 「行政改革の推進に向けて 基本方針」の答申・・・・・・・・・・ 14

平成20年10月9日に村上市行政改革推進委員会から別紙2の答申がありました。

3 「村上市行政改革大綱案について」の答申・・・・・・・・・・ 20

平成21年2月24日に村上市行政改革推進委員会から別紙3の答申がありました。

4 村上市行政改革推進委員会委員名簿・・・・・・・・・・ 26

5 村上市行政改革推進委員会審議経過・・・・・・・・・・ 26

6 村上市行財政改革推進本部設置要綱・・・・・・・・・・ 27

7 行財政改革推進組織図・・・・・・・・・・ 30

行政改革の推進に向けて 基本方針

1. 改革の必要性

平成20年4月1日に合併した村上市は人口約7万人、そして新潟県内で一番広い面積（1,174km²）の市となりました。

私たちの市が将来においても自立した自治体であるために、そして地域特性を活かした行政サービスを行っていくには時代の変化に対応できる行政と地域社会の仕組みづくりが必要です。

新市誕生時、982人の職員体制でスタートしましたが、これから毎年度全ての職種で多くの職員が定年を迎え、10年間で約380人が退職となります。

こうした職員構成の激変を見据えて、今から組織・機構を柔軟に改革していかなければなりません。

また、300近くある集落・町内では押しなべて高齢化が進んでおり、いわゆる限界集落等への対応も待ったなしであり、早急な対策を講じるとともに、地域づくりのパートナーである市民・団体・集落・町内等との協働の仕組みを確立していく必要があります。

これら本市の状況に対応し、活気ある自立した自治体であり続けるためには、財政基盤の確立がどうしても必要です。財政状況の悪化は行政サービスの低下にも繋がり、市民生活に支障をきたしかねません。

そのため、合併時に約束した「概ね人口100人当たり職員1人」の職員体制を目指し、健全財政を維持し、事務事業の見直しなどによるスリム化を行っていくとともに、地域活性化に向けた新たな取り組みや、地域や市民との協働のまちづくりを進め、村上市にふさわしい公共サービスができるまちづくりを進める必要があります。

2. 改革の推進

(1) 行政改革大綱及び同実施計画の策定

職員の大量退職に即した組織・機構の構築や協働のまちづくりの仕組み

づくり、財政基盤の確立などを進めるため、村上市行政改革大綱を平成20年度中に策定します。

大綱の計画期間は平成21年度から28年度までの8年間として、組織・職員改革、財政改革、行政サービス改革、施設改革を中心に構成します。具体的な方針は前期4年間の実施計画を平成21年度中に策定し実行していきます。

(2) 推進体制

① 行政改革推進委員会

民間有識者からなる行政改革推進委員会を設置し、行政改革に対する市民の意見を反映させます。

② 行財政改革推進プロジェクト

庁内に行財政改革推進本部を設置し、本部会議のほか4つの改革部会を中心に全庁を挙げて改革に取り組んでいきます。

3. 行政改革大綱策定に向けた基本3方針

これまで経験したことのない行政全般にわたる大規模な取り組みとなるため、策定の具体的な作業を進めるにあたり、予め改革の中心となる「適正な職員数」、「組織・機構」及び「補助金」の3方針について確認し、その方向性を定めます。

(1) 大綱の目標年度(平成28年度)に目指す体制

「適正な職員数」

今後10年間で職員の3割以上の大量退職があるが採用を極力抑え、概ね人口100人に対し職員1人の職員体制の実現を目指します。

「組織・機構」

急激に職員数が減少変動する中で、多様な住民ニーズや国・県からの事務・権限移譲による事務量の増大、更には全庁的なプロジェクト事業等に対応できるよう本庁・支所の事務分掌を明確にする中で本庁機能の充実と職員配置のバランスを図り、市民が利用しやすく業務効率の高い

組織づくりを目指します。

一方、支所には、今後最も地域づくりに必要となる市民・団体等との協働の仕組みを支える体制を新たに整え、また、支所の空きスペースを地域の公共的団体等に開放し、地域の活性化を図り、高齢化などへの対応を支えていく地域活動の拠点を目指します。

(2) まちづくりを支える制度

「補助金」

協働のまちづくりのパートナーである地域、団体、市民等に分かりやすく公正・公平な補助金制度とするための基本指針を定めます。

- ・ 事業費補助を原則とします。
- ・ 団体等の運営費補助は期間を定め段階的に減額するサンセット方式を原則とします。
- ・ 地域づくりや産業等の活性化を支援する補助制度を創設します。
- ・ 小額補助の見直しや類似補助の統合を積極的に進めます。
- ・ 補助率が高いものは引き下げし、低率でも高額になるものは限度額を設けます。

平成 20 年 10 月 9 日

村上市長 大滝 平正 様

村上市行政改革推進委員会
会 長 小 川 勲

「行政改革の推進に向けて 基本方針」について（答申）

村上市行政改革推進委員会では、平成 20 年 9 月 18 日に村上市長から諮問を受けました「行政改革の推進に向けて 基本方針」について、委員会を 2 回開催して審議を行い、このたびその結果がまとまりましたので、下記のとおり答申いたします。

記

基本方針については、その方向性について概ね了解します。
なお、次の点について提言いたします。

1 職員数について

合併市町村基本計画では、平成 27 年の人口は、62,088 人に減ると推計されています。概ね人口 100 人に対し職員は 1 人を指すということであれば、8 年後には約 620 人となるはずですが、説明では約 700 人体制を目指すとのことでした。

整合性に欠けますので、概ね人口 100 人に 1 人で約 620 人の職員数を目指すのか、あるいは合併市町村基本計画にある「各年度の退職者の 7 割分を減じます」を実行していき、約 700 人の職員数を目指すのか整理し、適正な職員数を検討のうえ明記する必要があります。

2 市民との協働について

これからは、市民と協働で市政を運営していかなければなりません。職員数についても、地域力を高めることによって、計画以上に削減できる可能性もあります。いかに地域の人たちと一緒にまちづくりに取り組んでいけるかということが重要です。

3 職員改革について

職員を削減し組織も小さくなるなかで、職員の意識改革の部分についての記載がありません。職員が減れば減るほど職員は頑張らなくてはいけないと思われます。協働の仕組みづくりや地域を担う職員の意識改革や研修・派遣などによる人材育成を進めていただきたい。

4 その他

委員会での主な意見は別記にまとめましたので、十分検討してください。

1 組織・職員について

- ① 市として職員や組織・機構について、村上市が8年後にどうしていくかということを合併協議で議論したはずなので、そのプロセスを示してもらわないと判断ができない。
- ② 消防署や保育園については施設の数を含めた必要人数というのがあるわけなので、そういったところから、きちんとしたシミュレーションをしていかなければいけない。足りない分を臨時職員で対応するにしても、今年は100人足りないから100人臨時職員で対応するといったこともきちんと定めておく必要があると思う。具体的な計画を作っていく必要があると思う。
- ③ 職員や組織の方針は、村上市としてはこう考えているということを示してもらって、行革委員会に諮問してもらえればいい。基本的な方針、考え方を示さず、目標だけ説明されて、委員会から答申を受けましたと言われても、委員会としても困るので、きちんとした方針、シミュレーションを出してほしい。
- ④ 適正な職員数や、組織・機構、人件費がいったいいくら掛かっているかということを検討するには、きちんと表を起こして、総体でいくらいるんだと、一般職が何人いて、消防職が何人いて、いくら払っているんだという資料の提示が必要である。
- ⑤ 組織について、再編、課の統廃合、事務分掌や職制についても見直しをしなければいけない。組織の中で実効性の薄いところはないのか、機能していないところはないのかということも検討しながら、職員を減らしていった、その分を住民に還元するといったことが見えるようなものが必要ではないかと思う。
- ⑥ 合併して6ヶ月が経過したが、合併当初は比較的住民サービスの向上ということで、支所には旧町村の職員がほとんど残って、今までの延長業務のような形で仕事に取り組んでいるが、これから職員を削減していく中で、人事交流も含めて見直していかなければいけない。
- ⑦ 現場の職員だからこそ生まれるアイデアもあるはず。行政の中でコミュニケーションを密にして、アイデアを出して実行していくために、それが有効性があるかどうかを検証していくような仕組みづくりが必要になってくると思う。
- ⑧ 組織再編を行っていく中で、暗いことばかりでなく、明るい面も作って、人口を増やしていくような取り組みをしていかなければいけない。そういう課なりを作るなど、自然の良さ、自

然の産物、自然の観光を外に向けてPRしていくような組織づくりも大切だと思う。

- ⑨ 職員が減れば減るほど職員は頑張らなくてはいけないと思う。人によって出せる力は違うだろうが、自分の持てる中で頑張らなければいけない。そういった職員改革のところを進めなければいけないと思う。
- ⑩ 職員改革として、前向きに職員一人ひとりが頑張ってもらうために、人材育成というものをどうやって進めていくかということも行政改革として必要なのではないか。まずは人材育成をした中で地域との協働を進めていけばより良いものができると思う。
- ⑪ 職員の意識改革については、大事なことだと思う。今いる職員でなく、これから採用される職員について、公益に関心がある優秀な人材が必要である。部署によってはエキスパートの育成が必要である。また、採用時にどの部署にどのような人材が欲しいのかということを確認した上での採用の仕方、つまり採用担当者の意識改革ということも必要になってくるのではないかと思う。

2 財政について

- ① 5ヶ年間の収支計画書を作成したらよい。
- ② 職員退職金や市庁舎などの修繕準備金などを計画計上するための貸借対照表を作成し、市民に公表したらよい。

3 補助金について

- ① 補助金について、原則論は分かったが、運営費補助であれば福祉についても全部削るのか、産業部門などと同じ土俵で議論していくのか、全部の補助金について拾い出しをして公表してもらわないと判断ができない。
- ② 補助金について、基本方針にあるように、削減をしていくという方向性については賛成である。ただ、削減していく中で、内容をよく精査すること、それと補助金の交付を受けた団体等は行政と自分たちの関係だけでなく、最終的にサービスを受ける市民に対する繋がりというものを大切にしなければならないと思うので、補助金の交付を受けた団体等も、その補助金で何をしたのかということを知ってもらわないといけないという意識を持ってもらわなくてはならないと思う。そういう点をきちんとしていかなければ、これから補助金を削減していくにしろ、どこかの団体に補助金を交付していくにしろ、市民の理解が得られないのではないかと思う。

4 市民協働のまちづくりについて

- ① これからは、なんといっても地域の人たちと一緒にやっていかなければならない。これだけは、しっかりと議論をしていかなければならないと考えている。これから大雑把に100人に1人としている職員についても、地域力を高めることによって、もっと削減できる可能性もある。どう地域の人たちと一緒にまちづくりに取り組んでいけるかということが重要になってくるのではないかと考えている。
- ② 行政が何をするかということを考えると、公共福祉に限ると思う。その公共福祉をこれからどうやっていくかということを考えれば、もう既に、市民が参画していかないとどうしようもないということは、市民だって分かっているはず。それと同時に、官の人材よりも優秀な民の人材もたくさんおられる。そういった人たちに大いにまちづくりに参画してもらって、そして、参画してもらっただけでなく、それに対する支援体制を考えていかなければいけない。そうしないと行き詰ってしまい継続していかないだろう。市民協働のまちづくりということが、一番重要なポイントを占めていると感じている。

5 施設について

- ① 福祉や教育といったお金で計れないものを除いた、税金を投入しているすべての施設について、民間への売却とか、業務委託とか、あるいは職員の削減のための有効な改革案をきちんと示すとか、そういうものが必要になるのではないか。その上で行政改革というものを示さなければ、市民が納得しないのではないか。また職員としてもモチベーションが下がってくるのではないかと思う。

6 その他

- ① 若年層が働きやすいまち、残りやすい地域、あるいはIターン・Uターンが可能な地域、または経済活動が盛んな地域、そういったことについても何かしら考えていけるようにしていきたいので、そういったことを討論できる場を作ってほしい。
- ② 少子高齢化が進む中で、地方自治体の活力や住みやすさは、人口の多少のみで計られるものではないと思う。新しい村上市は、それぞれの地域が大切に守ってきた自然環境・歴史・文化がある。地理的にも、鉄道・高速道路が整備されていく中で、これらを利用した情報発信の可能性はまだまだ考えられると思っている。単に削減や効率のみが考えられるのではなく、もっとよくなれるという意識の中で改革が進められるよう期待する。
- ③ 全般的には、基本方針については良いと思うが、一言付け加えると、これがありきというものが多い。例えば職員数を減らすことがありき、支所を残すことがありきで、何かありきというふうにあるが、これから人口が減っていき、市の歳入も減っていく。本来であれば歳入を見込んで、身の丈にあったことをしていくのが本当のやり方だと思う。これだけのサービスを

したいから、これだけ掛かるが、地方交付税や税収を考えた時に、足りない分はどうやって補うのか、そういったことも抜本的に考えるのであれば、徹底的にそういうことも考えて、色々なことをしなければいけないと思う。

- ④ 国が破たんしかけているわけだから、いつまでも自治体にお金が交付されないことも含めて、新しい手法を考えていかなければならない。それは市民にこういう状況なんだから我慢しなさいということかもしれない、あるいは自主努力をしなさいということだと思う。上杉鷹山が言った自助、共助、公助というふうな3つのスタイルをしっかりと市民が考えなければいけないということをいつも考えていた。そういうことを強く言っていると思う。市民から、今までしてくれていたことを何でしてくれないんだと言われても、断固としてこれはこういう理由ですということを言えるように、行政としてしっかりと示していく方が良いと思う。抜本的に考えて、オブラートに包んだような表現でなく、もっと過激な言葉を入れていっても良いと思う。
- ⑤ 実際、場所によっては市役所に来るのに1時間半以上掛かる地域がある。しかも、公共交通機関がまったく無く、高齢者が一人暮らしをして、自分で除雪をして暮らしている人が居る。今まで3人でやっていた仕事が2人でやったり1人でやったりすることになるので、確かに職員も大変である。しかし、いくら協働といっても、そのしわ寄せが結局地域にいくわけだから、職員が減るから、支所も減らすし、その分地域が頑張れと、しかもそれこそ後期高齢者と呼ばれる人たちをつかまえて、頑張れと言うことに対しては常に疑問に思っている。
- ⑥ 旧村上市の近くの集落と、旧山北町の地域のような、市役所に来るのに1時間半以上も掛かって、医者もいない、郵便局もない、コンビニもないという地域、ましてや高齢者が多い集落に掛かる負荷が違うということを知るべきである。

村上市長 大滝 平正 様

村上市行政改革推進委員会
会 長 小 川 勲

村上市行政改革大綱案について（答申）

村上市行政改革推進委員会は、平成20年12月18日に村上市長から諮問を受けました村上市行政改革大綱案について、下記のとおり答申いたします。

なお、村上市行政改革大綱は、歩みはじめた村上市の極めて重要な羅針盤となることから、審議での主な意見を別記のとおりまとめましたので、大綱決定の参考にしてください。

記

1. この行政改革大綱案には、誰のために、何を目標として、新村上市がどのような未来を描いていくのかという部分が不足している。市民が主役のまちづくりを市長の前書きなどで強く謳うべきである。
2. 財政状況が厳しいと明記している中で、これからの行政サービス全般について、何を守り、何は削り、そのために行政・職員が何を改革し、市民には何について理解と協力を求めていくのかをはっきりと示すべきである。
3. 各地区それぞれが異なった地域課題を持っていて、それによって今までの行政支援も違っていた。地域活動を活性化させるためには、統一した行政サービスをベースとしながらも各地区の実情に合わせた行政サービスは必要であり、特色を活かした支援をしていくべきである。
4. 協働という言葉が、いったい何をすれば良いのかが、まだ市民には伝わっていない。ただ行政の仕事を手伝ってほしいと受け取られないように、魅力ある村上市をつくるために「自分たちの地域は自分たちでつくる」、「自分も皆も関係がある」ということを理解して共感してもらえるよう市民と行政が相互のパートナーシップを強化した取り組みを進めるべきである。
5. この行革大綱やこれから作っていく各種計画について、内容の整合性を図り、「何を、どうするのか」具体的な表現で、読んだ人が分かるような、誤解を与えないような作りをするべきである。また、情報公開についても同様に、ただ公開するのではなく、その内容について村上市としての考えや数値を具体的に分かりやすく公開して、市民との信頼関係を築いていくべきである。

別記

村上市行政改革大綱案についての主な意見

1 全体を通して

- ① 行政改革大綱の構成だが、「Ⅱ行政改革の基本方針」と「Ⅲ具体的改革方針」について、一緒にして4つの改革方針ごとにまとめたほうが分かりやすいという意見もあり、協議の結果、原案の構成でいいという委員と半々であったため、本委員会としては、原案の構成のままでの結論に達した。詳細については、会議録を参照されたい。
- ② 行政改革大綱のなかには明るいものが無くて、暗く、夢がないと思った。前書きとして、市長が自分のリーダーシップで一生懸命頑張って夢のある市を作っていくんだ、そのために行政改革をやるんだ、という部分が必要である。
- ③ 行政改革は、やればやるほど、今までやっていたことが、圧縮する方向にいくと思う。住民があって、共通した課題があって、作業があって、負担があって、その負担を誰がやるのか、その辺が少し欠如している。あくまでも市民が何をやって、何を目指していきたいか、そこが、基本理念で出てくるべきである。
- ④ この行革大綱自体が、住民の方を向いているのか、行政の方を向いているのか、または国の方を向いて作られているのかが、良く分からない。

2 各項目について

I 行政改革の必要性について

- ① 職員数の減少と高齢化に対応することが中心になった表現で、魅力ある活力に満ちた地域「新生村上市」の実現に向けた改革であるとの意欲が不足している。
- ② 住民サービスだとか予算規模といったことは縮小はするが、この地域は良いところだよということをアピールすることで、人口を減らさない、もしくは増やすということをどこかに入れておかないと、明るい未来はない。
- ③ 将来像やビジョンを踏まえた上で、だから行政改革が必要だという部分の順序を、目的と手段を整理して文章にしたら良い。
- ④ 「各年度の退職者の7割分を減じます」は一律的ではなく、業務の内容を精査して行うこととされたい。
- ⑤ 職員数については約700人を目指すとあるが、「よく精査し」というような文言を入れたら良い。
- ⑥ 行政改革の必要性のところでは、主権が市民であるということが感じられない。ともすると行政主権というふうに感じられる。もっと強く主権は市民なんだと、自治をどうやって高めていくんだという説明をもう少しここに加えたら良い。
- ⑦ 自治体を高めていくという表現をもう少し盛り込んだほうが良い。地方公共団体としての説明は、かなり肉厚になっているが、自治に対しての説明が少し薄い。

- ⑧ 市として何を残して、どういう考え方でその改革を推進していくのか、その必要性を市民の皆さんに納得してもらっただけの、もう一步踏み込んだ、もっときちんとした表現が必要である。
- ⑨ 中ほどの「今から組織・機構を柔軟に改革して」というところを「今から行政の組織・機構を柔軟に改革していくとともに職員の意識改革にも取り組んで」という記述に変えたら良い。
- ⑩ 後段の最初に、「活気ある自立した自治体」とあるが、自立じゃなくて合併したはずだというようなことで、それがうまく市民のなかに溶け込んでいない。少しこの辺で丁寧な言い方がないのかなというようなことを感じている。これからは、合併して自立していくんだというところをもう少し記述したら良い。
- ⑪ 「活気ある自立した自治体」とあるが、「活気ある」というよりも「活力ある」という言い方のほうが良い。
- ⑫ 後段の最初のほうで、本来、提供されるべき行政サービスの低下にも繋がるかもしれないという危惧があって、それが減って市民生活そのものに支障をきたす可能性があるという旨をきちっと謳っていかねばいけない。

II 行政改革の基本方針

- 1 組織・職員改革について
- 2 財政改革について
- 3 行政サービス改革について
- 4 施設改革について
特になし

III 具体的改革方針

1 組織・職員改革

(1) 組織機構改革について

- ① 組織機構の再編時期を平成 23 年 4 月としているが、遅いのではないか。その間、新採用の職員数についてはどうするのか、また効率的かつ緊急的な市民ニーズにはどのように対応するのかが不明瞭である。
- ② 改革に向けた作業工程表や行動計画などを作成し、取り組み状況が市民に理解されるように配慮する必要がある。
- ③ 市民が関係のある手続きを1つの窓口で済むようにできないか。完全に1つにできなくても、窓口をそばにするとかでもいい。事務の中身を見て統合させるところは統合させることで、人員削減が可能でないか。
- ④ 1つのことをやるのに7つも8つもハンコが要るということをやっていたら絶対だめである。
- ⑤ 本庁の課長と支所の課長が同列という組織は、おかしい。
- ⑥ 予算の権限もない現在の支所長だったら課長の兼務でいい。

(2) 職員定員改革について

(3) 職員勤務体制改革について

(4) 職員意識改革について

特になし

2 財政改革

(1) 財政指標等情報公表について

- ① 補助金については市民の関心も高いので、公平、透明性のうえからも情報公開は大事なことである。
- ② 情報公開にあたっては、ただの数字の羅列でなく、分析を加えたり、工事費なら具体的な道路延長距離数を示すとか、わかりやすくすべき。
- ③ 財政指標の公表にあたっては、今の村上市の状況をよく説明しながら公表していかないと、誤解を招くケースがあると思う。赤字になっているからダメ、黒字だから良いという単純な発想だけで指標を出していくのではなく、もっと具体的に、本来村上市があるべき姿がどうだという考え方のなかで公表したら良い。

(2) 歳入改革について

- ① 歳入の拡大と歳出の抑制にしっかりと取り組む姿勢を示すべき。そのため、地場産業の育成強化など具体的産業振興方策を記述したら良い。
- ② 地域産業の活性化など税収を増やしたい旨の記載があるが、産業の振興を図り、地域経済を活性化させることは難しい時代である。人口が減り、職員が減っていくなかで市税の伸びをある程度期待していいのか心配な部分がある。
- ③ この時代では大企業の誘致は無理だと思う。あるものを有効に活用して産業の振興や地域経済を活性化させたら良い。

(3) 歳出改革について

- ① 地域が元気になるような新たな公募型の補助制度を考えているとのことだが、町場では、そのやり方でいいが、農村部のほうではその仕掛けは通用しないがあるので、よく検討されたい。
- ② 各地区の独自の実情に合った行政サービスというのは、当然あってしかるべき。それをその地区の人たちが考えて、ただし、その地区で考えたことは全市の議論には及ばないという限定つきで、そこに補助金を導入することが必要になってくる。
- ③ 補助金は3年経ったら全部廃止にして、市民が入った審査委員会でプレゼンテーションをして、市民にとって非常に大切な活動だと認められたものだけに交付するというようなシステム作りが必要である。

3 行政サービス改革

(1) 窓口改革について

- ① 「全体の奉仕者」というよりも「職員も市民のひとり」との自覚に立って、業務にあたって欲しい。
- ② 「窓口」は職員全体が窓口という言葉の定義と「窓口の総合化」は必ずしもワンストップを前提にはしていないことについて、後で誤解が生じてくると悪いので注釈をつけたほうが良い。
- ③ 市役所本庁・支所へ行ったときに、どんな用事ですかと言葉掛けをしてくれる総合窓口みたいなものがあると良い。
- ④ 市民ニーズに対して迅速な対応ができるよう、最大限の努力をされたい。

(2) 電子自治体化改革について

特になし

(3) 事務事業改革について

- ① 電子決裁については、合併時の経緯から既に取り組みをされている、または導入されているはずだという認識があるのに「事務決裁の電子化により処理日数の短縮化を図る」とある。記述の仕方には現状の説明が要る。
- ② 「限られた財源と人員で『最小の経費で最大の効果を上げること』を基本として」とあるが、それは手段であって、目的ではない。もっと突っ込んだ事務事業改革の考え方の記述が必要である。
- ③ 事務事業の中で、例えば住民の生活を守るために、これだけはキチンと継続してやるけれども、こちらの方はやめる改革をしますというような記述が必要である。
- ④ 「IV市民協働のまちづくりの推進」の「(2)情報の共有化とまちづくりへの参加」に各種施策に市民の声を反映させていくために検証制度を設けて体制を整えていく旨の記述があるが、それに対する事務事業改革での受けの記述が必要である。
- ⑤ あまりにも抽象的な用語ばかりなので、読んだ人が分かるように、取り組む事務事業のことは整合性を持たせながら、具体的に挙げたら良い。

4 施設改革

(1) 施設利用活性化改革について

- ① 施設の使用料について、住民が受益者負担するというのは、基本としてあっていいと思う。料金を払うことによって、大切に使う。あいまいな、中途半端な料金設定は、本当の意味で住民サービスに繋がらない。

(2) 施設管理改革について

- ① 指定管理者制度に非常に疑問を持っている。行政でも運営出来ないものを民間のパワーを活用するという方針だが、大変だと思う。(3)とも関連するが、運営が無理な施設は廃止したら良い。
- ② 必要な施設は必要なのだから、改革をしながら努力していくことも必要だと思う。その中で地域の特性を活かしていけば、再建可能で、また運営できる施設も出てくる。
- ③ 指定管理者制度の全国の例では、非常に経費を削減するため、事故が起きて、直営に戻すケースも多く見受けられる。また、情報公開の精度というのは下がりそうな気がする。お金だけでない観点も必要だと思う。管理経費を単純に減らしていくという記述でなく、みんなの議論を反映させたら良い。

(3) 施設統廃合等改革について

特になし

IV 市民協働のまちづくりの推進

- ① 推進のためには、郷土愛の醸成を基本とした教育環境の整備が重要である。
- ② 若者たちが参加しやすくすることも重要である。

- ③ 「協働」という言葉が、いったい何をどうすればいいのかというのが、市民はわからないと思う。無償で手伝いをしろというように単純にとらえられてしまう恐れがある。ただ単にお手伝いをしてくださいということではないということ、もう少し強いメッセージで知らせないと共感は得られない。例えば6ページ下段の「自分たちの地域は自分たちでつくる」という文言が真っ先にあれば良い。
- ④ 「地域の住民団体、」というと既にある組織みたいに思ってしまうので、「地域の町内会等の住民団体、」と具体例を加えれば、もう少し身近なものという感じになる。
- ⑤ 除雪等で非常に苦勞している地域をこれから誰が支えていくのかということの問題にしていかなければいけない。その物心ともに支援する体制を取り入れながら、そういう仕組み作りが出来る環境を整えていかないと、住民にいわゆる地方自治についての理解を得ないうちに、いきなり協働のまちづくりについては理解してもらえない。
- ⑥ 「対等な関係に立って」という記述があるが、これは対等な立場ではない。基本的には地方自治、自治を高めるということが一番行革にとっても大切なことだという意識をもって、文面を考えていくべきである。
- ⑦ 本来は自治区の人が担えれば一番良いのだが、最初のうちはある意味でのリーダーシップを職員も一緒になってやって自治区を元気にすることが必要である。
- ⑧ 協働のまちづくりを進めるには地域に行政の担当者を就けて、それぞれの地域の情報交換をしながら、それをまた地域に戻って情報を発信して行って、それぞれの地域で頑張って、元気を出していくということが必要である。
- ⑨ 旧市町村ごとにやり方が違ったとしてもそれはそれで良い。同じやり方を押しつけて上手くいくはずがない。各地区の実情にあったものを出して行って良い。必ずしも全市均一というのは、やってはいけないことである。

(1) 市民との協働によるまちづくりの推進について

特になし

(2) 情報の共有化とまちづくりへの参加について

- ① 「村上市まちづくり市民アンケート集計結果」を見ると、市民の意見を行政に反映させて欲しいという一方で、協働という部分については関心が非常に低い。それは、協働やまちづくりに市民が参加するというイメージがわかなくなったり、自分が参加するときに協働のやり方が分からなかったためだと思う。そういう意味でも情報の共有化というのは大切なことである。

(3) 市民、民間団体への支援について

特になし

V 行政改革の推進 以降について

- ① 「2推進体制」の最後に「その推進を図ります。」とあるが、並びを変えて、「その」が何を指すか分かるようなかたちを検討されたい。

村上市行政改革推進委員会委員名簿

No.	役職	氏名	住所	備考
1	会長	小川 勲	藤沢	元荒川町教育委員会教育長
2	会長代行	横井 昌平	下新保	朝日地域嘱託員協議会会長
3	委員	宍戸 由喜夫	関口	宍戸税理士事務所(飯野三丁目)
4	委員	山口 治雄	新町	元村上市まちづくり市民会議委員
5	委員	金子 三十美	大津	元いわふね青年会議所理事長
6	委員	忠 聡	指合	(有)神林カントリー農園代表取締役
7	委員	中村 慎一朗	上助湧	都岐沙羅パートナーズセンター副理事長
8	委員	五十嵐 孝佐	大場沢	保護司
9	委員	加藤 登代	寒川	人権擁護委員
10	委員	富樫 直樹	中浜	(株)オークリッチ代表取締役

村上市行政改革推進委員会審議経過

年月日	主な内容
H20. 9. 18	第1回委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・会長及び会長代行選出 ・行政改革の概要について説明 ・行政改革基本方針諮問 ・行政改革基本方針審議
H20. 10. 9	第2回委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・行政改革基本方針審議 ・答申内容審議 ・行政改革基本方針答申
H20. 12. 18	第3回委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・行政改革大綱案諮問 ・行政改革大綱案審議
H21. 1. 23	第4回委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・行政改革大綱案審議
H21. 2. 24	第5回委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・答申内容審議 ・行政改革大綱案答申

村上市行財政改革推進本部設置要綱

平成 20 年 6 月 5 日

訓令第 46 号

(設置)

第 1 条 本市の行財政改革の推進を図るため、村上市行財政改革推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱の策定及び実施に関すること。
- (2) その他行財政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長、推進部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長をもって充てる。
- 3 副本部長は副市長をもって充てる。
- 4 推進部長は企画部長をもって充てる。
- 5 本部員は、教育長、部長（企画部長を除く。）、会計管理者、支所長、議会事務局長及び消防長で構成する。

(正副本部長)

第 4 条 本部長は、推進本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(推進部長)

第 5 条 推進部長は、行財政改革について監理する。

(会議)

第 6 条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

- 2 必要に応じて本部長及び副本部長等による会議を開催することができる。

(改革部会)

第 7 条 行政改革に関する専門的な事項について調査検討するため、推進本部に次に掲げる改革部会（以下「部会」という。）を設ける。

- (1) 組織・職員改革部会
- (2) 財政改革部会
- (3) 行政サービス改革部会

(4) 施設改革部会

- 2 部会の所掌事項は、別表のとおりとする。
- 3 部会は、本部長が指名する部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 4 部会員は、課長級職員とする。
- 5 部会の会議は、部会長が招集し、議長となる。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 部会長は、必要に応じて各課等に関係資料を提出させるほか部会員以外の者を会議に出席させて意見を求めることができる。
- 8 部会は、必要に応じて合同で会議を開催することができる。
- 9 各部会の正副部会長は、連絡調整会議を開催し、連携して所掌事項に取り組むものとする。
- 10 連絡調整会議の座長は、本部長が指名する。

(政策推進課長)

第8条 政策推進課長は、推進部長を補佐するとともに、部会等に参加し、意見を述べることができる。

(事務局)

第9条 推進本部及び各部会の庶務は、企画部政策推進課行政改革係において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月5日から施行する。

別表（第7条関係）

改革部会	所 掌 事 項
組織・職員改革部会	(1) 組織及び機構に関すること。 (2) 職員定数管理に関すること。 (3) 職員給与に関すること。 (4) その他組織、機構及び職員に関すること。
財政改革部会	(1) 補助金制度に関すること。 (2) 受益者負担に関すること。 (3) 入札制度に関すること。 (4) 公営企業の経営に関すること。 (5) その他財政に関すること。
行政サービス改革部会	(1) 窓口事務に関すること。 (2) 電子申請等に関すること。 (3) 事務事業に関すること。 (4) 市民協働のまちづくりに関すること。 (5) その他行政サービスに関すること。
施設改革部会	(1) 施設見直しに関すること。 (2) その他施設に関すること。

行財政改革推進組織図

